

アルケイア―記録・情報・歴史―
第三号 二〇〇九年三月 一―六七頁
南山大学史料室

二〇〇八年度南山学会シンポジウム
「モノ・記録・記憶の文化資源化―南山学園における実践のために―」

Nanzan Academic Society Symposium 2008
Materials, Records and Memories as Cultural Resources :
To Integrate Theory with Practice at Nanzan School Corporation

archeia: documents, information and history

No.3 March, 2009 pp.1-67

Nanzan University Archives

二〇〇八年一月五日（水）二〇〇八年度南山学会シンポジウム
テーマ「モノ・記録・記憶の文化資源化―南山学園における実践のために―」

あいさつ

ミカエル・カルマン

南山学会の皆様、今年度のシンポジウムにご出席くださり、誠にありがとうございます。外は天気がいいので散歩をしたい気持ちだと思っておりますが、それでもここに来ていただいたことに心から感謝します。開会に先立ちまして、少しばかり私自身の想いを皆様にお伝えしたいと思います。

昨年（二〇〇七年）、南山学園は創立七五周年記念を祝いました。この節目の年を迎えたことは、私にとって、南山学園・南山大学の歴史を振り返り、再確認するきっかけとなりました。三五年以上南山学園で過ごしてきた私ですが、「これは知らなかった」と、驚いた発見もたくさんありました。

表面的に見れば、このような記念行事は、世間に南山大学の教育研究の水準と理念とをアピールするイベントであると映るでしょう。しかし同時に、構成員に自校の歴史を共有してほしいというメッセージを送るきっかけにもなります。確かに、先生方に南山教育に対する理解を深めていただくことは、執行部の一員である私にとっても重

要な課題のひとつです。

しかし、今日のシンポジウムは、広報活動やメディア・イベントでもなければ、単なる「南山の歴史を学ぶ勉強会」でもありません。記念行事の一環として出版された本と史料集を見て私を感じたことは、南山学園の歴史はやはり日本の教育史の一部なのだ、ということなのです。その一方で、南山の歴史は日本の教育史に少なからず貢献してきたのだと、私は思うようになりました。

インターネットのGoogle社が世界の図書館に所蔵されている書物をデジタル・アーカイブズにするという計画は、すぐにコピーライト問題に発展しましたが、最近になって前向きな展開が見られ始めているようです。世界レベルで比較されれば南山大学は決して大きくはありませんが、南山が持っている知的財産（史料室、博物館、図書館）はもっと広く活用される価値があると私は確信しております。言うまでもなく、発信できる情報は南山の歴史だけではありません。「個の力を世界の力に」という本学ブランド・デザインのビジョン・キーフレーズが示すように、南山が持っている「個」の情報を再確認し、世界に役立つ情報として提供したいと考えております。

普通でしたらここで締めくくる場合には南山の理念の話になるわけなのですが、今日はちょっと変わってシカゴ大学の教育を紹介したいと思います。ちなみに、シカゴ大学の法科大学院で教鞭を執った一人の人物は、本日常期アメリカ大統領に決まったオバマ氏なのです。シカゴ大学の理念は「Crescit Scientia, Vita Excolatur（学問の知識が益々増えますように。それによって社会の生活が豊かになりますように。）」です。言い換えれば、文化資源化に協力することを通して、大学は社会と生活をより豊かにすることができます。この理念の具現化に、南山はどのような貢献が可能であるのか、南山学会の皆様と一緒に考えたいと思っております。

本日のシンポジウムがそのためのよい機会となることを願い、私からの挨拶とさせていただきます。

趣旨説明

大塚達朗

今日は、お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。「モノ・記録・記憶の文化資源化」というのは聞き慣れないテーマかと思いますが、少し細かくご説明申し上げます。

私たちは、日々の生活で、いろいろなモノ（道具・装置・施設など）を使って生きています。また、いろいろな記録（文書）のやり取りを通じて生活が成り立っています。あるいは、様々な記憶の中で自分（たち）をみつめながらあれこれと思索をめぐらして生きています。しかし、モノも記録も記憶もいつまできちんと残っているのかを考えると、今日の高度な消費社会では、実にはかない存在だと思えます。けれども、それらがあればこそ私たちは生きていけるのです。生きていく上で不可欠なモノや記録や記憶を文化資源と定義すれば、それらはある時代を知る手掛かりとなる有形無形の存在ですが、他方何ら手段を講じなければすぐに消えてしまいます。

ですから、文化資源の利用および再利用のためにどのような手立て（資源化）があるかを考えておかないと、次

世代に向けて活力ある社会を維持することは難しいのではないかと、と南山大学に来る前から思ってきました。南山大学に来て驚いたのは、自前の博物館（人類学博物館）がありながら、学内ではほとんど認知されていなかったことです。この人類学博物館というのは世界的に有名です。二〇〇九年から二〇一〇年にかけて当館所蔵の土偶（これは世界的に見ても非常に古い土偶です）が、大英博物館で展示されます。他方当館には戦後を中心とした昭和の生活資料があり、これも学外の博物館から頻繁にかり出されています。考古資料以外にも重要なコレクションがあるのです。そのように南山大学の博物館というのは学外では有名なのですが、微力ながらその運営にかかわって今年で一〇年ですけれども、学内でどうなのかというと忸怩たる思いがあります。さて、最近衝撃を受けたのが、史料室が設置されたことです。というのも、これによって、学外では有名な博物館があつて、また、有名なカトリック文庫を所蔵する図書館があるというだけではなくて、史料室をも有する大学が出現したからなのです。史料室は大学のみならず学園の史資料を集めています。そうすると、これは先ほど申し上げたようにモノや記憶や記録、そういうものをきちんと収集・管理・公開できる施設が南山大学にあるのではないかと思いついたのです。

広く大学に求められていることですが、南山大学の社会貢献として何が可能か、私たち教員にとって重大な課題になっております。そこで、モノや記憶や記録を次の世代に向けての有効利用と、かつ、将来の再利用の可能性を考えた形での文化資源化という視点を導入して、南山大学の図書館・博物館・史料室の三施設の連携を考えることは、時宜を得たことと思います。この連携を実現しないと南山大学のよさは分からないですよというようにこだわりを今回のシンポジウムに込めたつもりです。

シンポジウムの大きな流れとしては、そもそも記憶の資源化は可能なのかということに関して、やはり記憶というものがいかに複雑かつ困難な問題をかかえていても、きちんと記憶が共有され有効に利用される形にするにはど

うすべきか、記憶の公共化を通じた資源化などを考える端緒を、黒田先生の最初のご発表でお願いして、そこから入っていきながら、文化資源という問題をいろいろ考えていくことが、南山大学の社会的貢献とは何かということを見通す際に、かわりがあり、そのような文化資源として世に知らしめるのにふさわしい史料と施設が南山大学にはあるのだということを、今日お集まりの方々には是非とも共有していただきたいと思えます。

もう一つ、生活を支えるモノ・記録・記憶の文化資源化にかかわっていえば、今、私たちが住む社会というのは高度情報化社会ですが、高度情報化社会を鑑みれば、どのような媒体に乗せればこういうモノ・記録・記憶という資源が有効利用できるのかという、そういう方策的・方法的な方面も積極的に考える必要があります。それについては、デジタル・アーカイブという非常に便利なツールがあることとその活用状況の説明が最後の発表であります。くりかえしますが、南山大学における文化資源の収集・保存・活用は、次世代に向けての南山大学の社会的責任とあったことと大きくかわると思えます。南山大学における様々な文化資源の存在を広く周知徹底することが重要な課題です。そして、文化資源を情報化社会の中で次世代に向けていかに収集・記録し発信していくか、それらを展望するために、本日のシンポジウムでは、前半の発表でモノや記録や記憶の資源化に立ちはだかるマイナスな状況をご理解いただきながら、後半の発表で学園内の取り組みをご理解いただき、喫緊の課題として南山大学の史料室・図書館・博物館をデジタル・アーカイブで連携することの意義をご理解していただければと思います。

それでは、今お話ししたことより具体的な内容は諸先生のこれからの発表の中に盛り込まれていますので、とりとめない趣旨説明はこれくらいにして、さっそく発表に移りたいと思えます。

二〇〇八年一月五日（水）二〇〇八年度南山学会シンポジウム

テーマ「モノ・記録・記憶の文化資源化―南山学園における実践のために―」

一、世界でのアーカイブズ実践

オーストラリアのデータアーカイブ

岸 智子

まず申し上げておかなければなりませんのは、私はデータアーカイブの専門家ではなく、一人の利用者にすぎないということです。私の専門は、労働経済学です。労働経済学と言ってもいろいろあると思いますが、私のそれは理論ではなくデータの分析に基づくもので、そのデータの分析において既存のデータアーカイブをいろいろ利用させていただいております。

二〇〇四年の八月から二〇〇五年の八月まで、私はオーストラリアで勉強させていただく機会に恵まれました。そのとき、特にオーストラリア国立大学のデータアーカイブには大変お世話になりました。その後三回オーストラリア国立大学を訪れ、その度にそこに収録されたデータの数々を利用しております。

本日は、利用者の立場から見たオーストラリアと日本のデータアーカイブの現状ということについて話をさせて

マイクロデータの例

id	q1	q2	q3
1	1	9	2
2	1	9	2
3	1	9	2
4	1	9	2
5	2	9	2
6	1	9	1
7	2	9	1
8	1	9	2
9	1	9	2
10	2	9	3

いただきたいと思います。

まずデータアーカイブとは何かを申しますと、これは統計調査、社会調査の個票データまたはマイクロデータといわれるものを収集・保管し、その散逸を防ぐとともに、学術目的での二次的な利用のために提供する機関です。

ここで個票データまたはマイクロデータといわれているのがどのようなものかについてご説明申し上げます。

マイクロデータは通常、調査の結果を数値（または記号）化し、同じ人または事業所の回答を同一行「横の同じ行」に、そして、同じ設問の答えを同じ縦の列に並べるものです。この例ですと、第一番目の回答者に対しては、イエスという答えを出した。その答えは、数値化され、1と表されます。二問目の設問に対しては、9、9は通常無回答ということですが、三番目の設問に対しては、2はおそらくノーだと思えますが、それを2と表している。二番目の回答者もこの例では同じです。六番目の回答者は、三番目の設問にイエスと答えているので、1と表わしている。こういう形になります。

なぜこのデータアーカイブがあるか、その存在意義についてご説明申し上げますと、これはマイクロデータに基づく実証研究の「再現性」を担保する研究環境を提供することに尽きます。「再現性」というのは、第三者が同一のマイクロデータを利用して同一の統計分析を行えば、同一の結果が得られるということを意味します。「再現性」がなければ実証研究の積み重ねはできません。前の方がやった分析を自分もやってみて間違いを発見したり、またはもう一步突っ込んだ仮説を検討する基としたり、または違った視点から分析するといった積み重ねが、ぜひとも

社会科学には必要なのです。この条件を社会的に提供するものがデータアーカイブです。

次に、オーストラリア国立大学のデータアーカイブの現状について、お話をしたいと思います。

オーストラリア国立大学のデータアーカイブは、一九八一年にこの大学の内にある「Australian Demographic and Social Research Institute」といわれる研究所の内に設立されました。ここにはすでに二〇〇〇を超えるマイクロデータが保存されています。

その保存されているマイクロデータの中には、民間の調査機関が作成したものもありますが、政府が過去に行った調査の結果が多く含まれています。一九七〇年代からの州政府の様々な調査の結果が積み重ねられています。

そして、民間の調査機関が作成したものにおいても、政府の作成したものにおいても、利用制限のあるものといものがありません。制限のある「Restricted data」の場合は、そのデータを利用するために申請書を書いて提出し、作成者または作成機関から認可を得なければならないということになっています。

しかし「Unrestricted data」においては、最初にこのアーカイブからIDとパスワードをいただいで、それを利用すればだれでもインターネット上で見たりまたは分析したりすることができますようになっていきます。

「Unrestricted data」の場合は、このデータアーカイブが利用しているNesstar Service サービスというソフトを利用して、パソコンの画面の上で分析を行うことができます。また、制限がある「Restricted data」データであっても、もうすでに利用が認められていれば同じように画面上で分析を行うことができますし、また、データをエクセルのシートに取り込み、自分のUSBメモリなどに保存することも認められています。

その手順は、自分のIDとパスワードを入力する。すると、調査一覧というのが左側に出てきますので、そこから調査名を選択してダウンロードし、その調査名の中から調査項目を選択し、画面上で分析をします。画面上ではク

ロス表の作成と回帰分析、相関分析が可能です。これ以上の分析はできませんが、エクセルに取り込み自分が利用しているソフトのほうにコピーすれば、自分の思うような分析もできるようになっています。

例えば「Department of Industrial Relations」という省があります。これは「州労使関係省」と訳されていますが、ここでは毎年「Workplace Relations Survey」という調査を行っています。まず、その企業の従業員規模、それからフルタイム・パートタイムの従業員数、または、日本でいう契約社員とか派遣労働者の数、それから労働組合組織率、また、従業員数の変化、従業員数に関する今後の予定などを事業所に尋ねています。

次に、そのデータを利用し、事業所ごとに労働組合組織率とパートタイム労働者比率とを選択し、画面上で相関分析を行った例を示します。

画面上にはツールバーが出ます。そこからAnalysis（分析）というのを選択し、自分が相関分析をしたい変数のペアを選びます。その変数が左側に一覧表となつて表れますので、自分が使いたい変数をクリックすればよいのです。例えば「Unionised density（労働組合組織率）」と「% of Part-time employees（パートタイム労働者比率）」をそれぞれクリックし、相関分析に加える「add to correlation」というメッセージをクリックすると、このような表が画面に出てきます。この0.112というのが両者の相関係数で、弱いマイナスの相関係数があるということが分かります。なお、この表に示すことはできませんでしたが、同じ画面上で有意性の検定、すなわち統計的の意味のある数値かそうでないかということの検定を行うことができるようになっていて、一パーセントの有意水準・五パーセントの有意水準のいずれかを選択し、その結果を出すことも可能です。

以上がオーストラリア国立大学のデータアーカイブの現状ですが、それとの対比上、東京大学のデータアーカイブの現状についてもお話をしたいと思います。

東京大学の社会科学研究所のデータアーカイブは、一九九八年に設立され今年で十年目となります。五〇〇を超えるマイクロデータがすでに収集されています。しかし、政府が過去に収集したデータはごく少数です。

データを寄託しているのは、主として民間企業や労働組合の調査研究機関です。それが悪いといっているわけはありませんが、民間企業や労働組合の調査というものは、どうもサンプル数が少ないうえにその収集の仕方に問題のあるものが多いです。

まず、政府の統計と違い、層化無作為二段抽出法（たとえば、事業所を業種や従業員規模によっていくつかの層に分け、各層に対応する事業所を選び、そのあとで選ばれた事業所の中から個人を無作為に選ぶ）はとられておりません。中にはその調査機関が企業の人事担当者にアンケート調査票を送り、人事担当者がその事業所の従業員二人を選んで、その二人に回答してもらうというようなものもあります。そういう収集の仕方ですとどうしてもサンプルが偏ってしまいます。

それからもう一つ、大学教授が科研費研究で収集したアンケート調査が寄託されるケースはまだ少数です。最近、中央大学のある著名な政治学の先生が寄託をなさいましたが、それは非常に珍しい例で、毎年多くの科研費研究が行われそこではアンケート調査が行われていますが、その結果はおそらくその先生と大学院生のみが共有しているのではないかと思われます。つまりこの東京大学のデータアーカイブについては、これを運営している主体にも問題があるのかもしれませんが、寄託をする側にもマイクロデータが公共財であるという意識がなく、学問を直弟子にのみ秘伝のような形で伝えて行った封建時代の意識が残っているというようなことがあるのではないかと考えています。

東京大学のデータアーカイブに収録されたデータを利用するためには、必ず申請書を書いて承認されなければ

なりません。承認なしにダウンロードできるデータはありません。オーストラリア国立大学における「Unrestricted Data」データのようなものは、東京大学のデータアーカイブには今のところありません。申請者は利用するときには、申請書を書いて空の CD-ROM を郵送します。一か月ぐらいかかって利用が承認されれば、データアーカイブからデータの保存された CD-ROM が郵送されてくる。利用期間（一年）が経過すればデータを破棄して、利用報告書をデータアーカイブに郵送するということになっています。

ここで、オーストラリア国立大学と東京大学のデータアーカイブの比較をまとめましたが、まず設立年は、東京大学が一七年遅くなっています。それから政府のマイクロデータの最近ごく一部が東京大学にも収録されたそうですが、一か月ぐらい前の段階ではまったく収録されていませんでした。オーストラリア国立大学のデータアーカイブには一部収録されています。大学の教員や研究室が収集したマイクロデータは、オーストラリア国立大学には多いが東京大学にはごく少数です。そして、民間企業が収集したマイクロデータは東京大学には多く、オーストラリア国立大学にはごく少数しかありません。申請なしにダウンロードできるデータは、オーストラリア国立大学にはあります。東京大学にはありません。申請書を必要とするデータは、オーストラリア国立大学では一部ですが、東京大学においてはすべてです。

最後にデータアーカイブと直接関係がないかもしれませんが、日本で政府のマイクロデータを利用する場合には、どういう制約があるかという現状をお話したいと思います。

政府が収集した承認統計などを利用するためには、科研費またはその他の研究プロジェクトの一員としてその統計資料の「目的外利用申請」というものを行わなければなりません。これは統計法で決まっています。その承認統計の「目的外利用申請」の手続きは、非常に煩瑣で審査には時間がかかります。申請者は通常、承認統計を作成し

た機関より二回、三回と申請書の書き直しを求められます。決まったフォーマットがなく、手作業で作成し、承認統計を作成した側からはいろいろと注文をつけられます。

昨年私は、内閣府国際共同研究に参加させていただいたときに、内閣府の方との共同研究だから、すぐに承認されるかと思いましたがそうではなくて、「いつたい何のためにこのデータを利用するのですか」というようなことを聞かれました。また、その二回、三回と書き直しをする中で、先のものとは少し違った文言を使用しましたところ、先のは虚偽の申請であったということを文書に書いて謝罪してほしいというふうに厚生労働省の方から言われたわけです。そして今年三月、内閣府国際共同研究の報告会が開催されましたときに、その研究報告の末尾に厚生労働省の方の対応がどういうものであったかということを申し上げ、その改善を求めるといふことをさせていただいた経緯があります。

以上で私のつたない報告を終らせていただきます。ありがとうございました。

二〇〇八年一月五日（水）二〇〇八年度南山学会シンポジウム

テーマ「モノ・記録・記憶の文化資源化―南山学園における実践のために―」

一、世界でのアーカイブズ実践

近時におけるスペインの例

黒田清彦

私は、ほかのパネラーの先生方と異なりまして、本日のシンポジウムのテーマとはもともと縁のない、あるいはデータを利用することもあまりない人間であるということ、まずお断り申し上げておきます。その意味で、私にとっては大それたテーマの下で、意義ある研究報告や見識ある発言を期待されると大変に困る者です。昨年末にスペインで成立した「歴史の記憶に関する法律」という、法律の紹介と翻訳を人権保護団体の関係者から依頼されました。私の専攻は企業法ではありませんが、スペイン法を研究対象としております関係上、この法律に少々関心があったため、『南山法学』第三二巻第一号で紹介させていただきました。『南山法学』に掲載されたのは、今年の南山学会理事会で本日のシンポジウムのテーマが決定された直後であったかと記憶いたします。いずれにせよ、「歴史の記憶に関する法律」などというものを紹介しておきながら、私も理事の一人なのですけれども、南山学会理事会の

末席を汚す者がこのようなシンポジウムで知らん顔をしているというのはいかかなものかと言われたわけではないのですけれども、やはりそのような強迫観念にとらわれまして、ここにまかり越したような次第でございます。

二〇〇〇年一二月、「歴史の記憶回復協会」というのが設立されております。頭文字を取って「ARMH (Asociación Para la Recuperación de la Memoria Histórica : Association for the Recovery of Historical Memory)」と言います。もとめとは内戦で反乱軍によって殺害された犠牲者の遺体発掘を機として設立された民間団体でございます。

この団体は非常に活発でありまして、裁判所に発掘の許可を求めたり、あるいは内戦の戦争犯罪人といえますか人道に対する罪で告発をするというような活動をやっておりまして、たった今、事務局から配っていただきました「内戦における犠牲者」というプリントがございます。この話をするときまた時間がかかりますので、これはご質問があれば触れますけれども、ご参考までに差し上げておきます。ここに今申しました「ARMH」のことが真ん中ぐらいに書いてございます。例のガルソンという判事がまたまたお騒がせをしておって非常におもしろい話があるのですけれども、ご参考までにお目通し願えればと思います。

「歴史の記憶に関する法律」の歴史的背景と立法の経緯でございますが、一昨年(二〇〇六年)というのは、実はスペイン第二共和制が成立した一九三一年から数えて七五年、それから、共和国政府軍対反乱軍の内戦が勃発した一九三六年から数えて七〇年という、年表をご覧になればお分かりになると思うのですが、そういう節目に当たる年でございます。そのため二〇〇六年七月の法律によって、この年は「歴史記憶の年」とされまして、内戦及びその後もフランコ独裁体制の犠牲となった人々を追悼するための方策が規定されました。

具体的には、これを『南山法学』の最初の文面にも書かせていただきましたけれども、二〇〇四年九月に閣内に設けられた犠牲者調査委員会が衆議院憲法委員会に対して報告書を提出するとか、記念切手や標章を作成するとか、

あるいは第二共和制に関する、フランコ独裁に関する、そして、自由のための戦いに関する教育書籍・ビデオの出版や図書館所蔵を文化省や自治州に命ずるといふようなことを内容とするものでした。これが犠牲者調査委員会の設置とともに、「歴史の記憶に関する法律」の前提となっております。

これらの一連の動きは、二〇〇四年三月の総選挙で、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、三・一一事件の直後の総選挙で、おおかたの予想に反して勝利を得たサパテロが率いるスペイン社会主義労働者党の政府、中でも人権擁護急先鋒のロベス・アギラール司法大臣が中心であったと言われております。

スペインというのはアフリカにも領土があるわけですが、北アフリカの沖合にカナリアス諸島というのがございまして、そこにカナリアス大学というのがあります。実は彼は私の友人でありまして、その憲法教授であった、今も教授の資格は持っておりますけれども、一九九九年の夏にキャンノン財団の招聘で日本に三か月間、九州の西南学院大学にいました。そして、南山で私の指導を受けていたスペイン人で、現在スペインで弁護士をしているサルバドール・ロドリゲス君の紹介で私を訪ねてきてまして、拙宅にも泊まり、本学はもとより当時の名古屋弁護士会（現在は愛知県弁護士会）、松本市の、日本で唯一の司法博物館が松本郊外にあります。そこへも私が案内したという、そういう縁がございます。そこにも書きましたけれども、信州の山小屋では、彼はローンソンが大好きで、彼の愛用するローンソンで買ってきた焼き鳥を肴に夜更けまで戦争や人権について語り合った仲であります。そのような経緯から、彼が強力なリーダーシップを発揮して、この法律の制定・成立にこぎ着けたのだろうと考える次第でございます。

次に、「歴史の記憶に関する法律」の射程範囲でございます。

この法律の正式名称は「内戦および独裁の間に迫害または侵害を受けた者の権利を承認して拡大し救済手段を設

けるための法律」と、原文ともども抜刷に掲げてございますように、長い名前の法律であります。

この正式名称からもうかがえますように、一九三六年から三九年にかけて共和国政府軍と反乱軍との間で戦われた内戦及びフランコ独裁体制、内戦勃発から数えて四〇年近い独裁体制における犠牲者の復権を目的とするものがあります。もちろん、戦傷者や遺族に対する補償救済が従来なおざりにされていたわけではありません。一九七五年一月にフランコが亡くなりますが、その民主化以降、個々の法例によってそれなりの手当はなされてきました。しかし、本法はいわば補償救済の、あるいは補償復権の拡大集大成でございます。目新しい施策としては、スペイン各地で射殺され、墓標もなく埋められたままの犠牲者の所在を探索し、身元を確認するための公的バックアップ、国外追放あるいは亡命によって国籍を失ったり放棄せざるを得なかった者やその子・孫に、さらには内戦における国際旅団の義勇兵にもスペイン国籍取得の途を開いたことであり、他方では「歴史の記憶ドキュメントセンター」を設置する、それから、内戦およびその後の独裁と迫害、さらには民主化への移行に関するアーカイブスの整備・発展と所蔵資料へのアクセスの補償などであります。

新聞報道によりますと、この法律に基づいて先週の金曜日、一〇月三十一日に一連の政令が国会で可決されました。先ほどインターネットで確認したのですけれども、まだ公布はされておりません。近日中に官報で公布されると思われるこれらの政令には、例えばフランコ体制のシンボルの撤去に関する政令とか、あるいは遺体発掘に関する政令、こういったものが含まれております。

次に、スペイン内戦総合アーカイブと歴史の記憶ドキュメントセンターです。

このスペイン内戦総合アーカイブというのは、実はもともと内戦中にフランコ軍が敵方である共和国軍から押収した書類や資料の保管場所でありました。そして、これらの資料に基づいて索敵活動を展開していったのでありま

す。内戦後は、国立歴史アーカイブの内戦コーナーとして存在しました。当初から、サラマンカという有名な町にございました。この地の大学と本学も提携を結んでおります。それから、民主化後現在の形で再発したのは一九九九年です。歴史家たちの研究のみならず、共和国政府側に立って戦った者たちの年金や補償の算定資料としても役立つきました。そこにはフリーメイソンと共産主義者を弾圧する手段として利用された特別裁判所、そのような種類の特別裁判所は憲法で現在は禁止されておりますが、そういう特別裁判所の資料。それから、ご存じの方も多いでしょう、写真家のロバート・キャパです。『The Moment of Death (崩れ落ちる兵士)』という、スペイン内戦中に兵士が銃を持って倒れる瞬間のあの写真で有名なロバート・キャパをはじめとする写真家たちが撮影した「おれが生きている間はこの絵はスペインに渡さない」と言ったあの『ゲルニカ』は今はマドリッドにあります。ゲルニカを攻撃したのは、ご存じのようにドイツのコンドル軍団です。ゲルニカ市だけではなくていろいろなところを攻撃しましたが、ドイツのコンドル軍団に関する資料です。少々余談になりますけれども、スペイン内戦というのはドイツにとっては新兵器や新戦術の実験場になったということとはよく知られているところでございます。

それから、内戦時のポスターや新聞などの印刷物、また、Abraham Lincoln 大隊など国際義勇軍の関係資料、そしてメキシコへ亡命した共和国政府の資料などが展示されております。ちなみに、Lincoln 大隊には、ご存じでしょうか、実は日本人がいたのです。ジャック白井というアメリカ合衆国から参戦した函館出身の日本人が在籍して、結構知る人は知っているのですが、数々のエピソードを残しているのですけれども、このジャック白井に関する資料が展示されているかどうかは残念ながら私はまだ見ておりませんので分かりません。

それから、「歴史の記憶ドキュメントセンター」というのは、先ほどご紹介申し上げた「歴史の記憶に関する法律」

の第二〇条にも規定されておりますが、このセンターは二〇〇五年一月一七日の同センター設置法に基づいて「内戦総合アーカイブ」、先ほど申しましたアーカイブの上部機構として二〇〇七年六月にサラマンカに設置されました。文化省が管理しております。

『南山法学』第三二巻第一号では一六四ページから一六五ページにかけて邦訳してございますが、その目的は、①内戦総合アーカイブを維持し発展させる、②内戦、フランコ独裁、反フランコ・ゲリラ、また国際追放・亡命、第二次世界大戦中のスペイン人の強制収容所収監と、あるいはフランコ後の民主化の研究等々の、研究のための文書や資料を回復、収集、資源化、保存をして、市民、特に遺族などをはじめとする関係者の利用に資する、それから③内戦、フランコ主義、国外追放・亡命、民主化移行に関する歴史的研究を促進し、その成果の公表を助成する、それから、④センター資源の普及と利用者の参加を促進する、⑤抑圧の犠牲者の記憶を回復させ、援助を行うための情報把握につき助言し、協力する、⑥内外における他の同様組織との協力を促進するなどでございます。

現在、行われている資料資源化の具体例としましては、ジュネーブの赤十字本社から貸し出された八万点に上る書類の複製、アルカラ・デ・エナーレス (Alcalá de Henares) というところに行政総合アーカイブがあるのですが、その一五万七千箱の資料をこちらに移転すること、それから、ラルゴ・カバリエロ (Tango Caballero) という財団がございます。首相も務めた社会主義者ですが、ラルゴ・カバリエロ財団の社会主義労働組合活動アーカイブ・プロジェクトの寄贈を受けて、インタビューなどを行った際の口述記録を資源化するというところに取り組んでおります。

私の以上の報告はいかほどの参考になるものか疑わしいと思われますし、南山学園に視座を置いた本シンポジウ

ムの趣旨からは少々ピンントが外れているとのご批判も甘受いたします。ただ外国、特に欧米で大きく取り上げられたこの法律が日本ではほとんど知られていないということに鑑み、一つの情報提供としての意義はあるかと思えます。

「国際人権活動日本委員会」からは次のようなコメントをいただいております。「すなわち、日本では原爆症の認定訴訟、中国人・朝鮮人強制連行損害賠償訴訟、横浜事件再審訴訟、東京大空襲被害訴訟等個別の裁判で争われ、戦争実行者による国民や外国人への権利侵害や損害の解決のための包括的法律が制定されていない。」と、私はいただいたコメントを文字どおり読んでいるのですが、「そういうことから国家無問責の立場を取る日本政府の姿勢を正すためにも、この『歴史の記憶に関する法律』は大変参考になる」とのコメントをいただきましたが、私の本来の意図はそのような大それたものでは全くございません。しかし、私の思惑と関係なく、先生方に少しは歴史の記憶に興味を抱いていただける情報提供ができたとしたらうれしく思います。

これまた、たまたまですけれども、人権擁護活動に非常に熱心でノーベル賞候補にもノミネートされ、かつヨーロッパのノーベル平和賞ともいわれるシャルルマーニュ賞を授与されたスペイン国王が今度来られますが、三度目の来日の直前にこのような報告をさせていただき、何か感慨深いものがございます。私にとっては二度目の拝謁となる来週の東京でのレセプションでお会いしたとき、ぜひ本日のこのご報告のことを申し上げたいと考えている次第でございます。

ご清聴ありがとうございました。

二〇〇八年一月五日（水）二〇〇八年度南山学会シンポジウム

テーマ「モノ・記録・記憶の文化資源化―南山学園における実践のために―」

二、文化資源の危機的状况

文字史料の危機的状况

―近代史研究の視座から―

松田京子

第2セッションのテーマにそくしまして、これから「文化資源の危機的状况」という問題について、お話しさせていただきます。ただし、いくつか最初にお断りしておかなければならないことがあります。まず、「文化資源」という概念は様々なものを含むわけですが、私自身の専門や力量の関係から、今回は、近代史にかかわる文字史料を中心に論じるということをし、予めお断りさせていただきますと思います。

さらに限定条件ですが、近代史全般にかかわるような状況を総括的に論じるということは力量的にも無理ですし、むしろそのような形ではない観点から報告したほうが、より具体性を増すだろうと思ひまして、私自身の近年の関心や経験からお話しさせていただきますと思います。

私は、一方では植民地支配下の台湾、とりわけその中でも社会的マイノリティであった台湾先住民に対する植民地統治政策を研究しています。その一方で、愛知県史や安城市史といった愛知県内の地域の自治体史編纂に約一〇年近く携わってきました。そのような経験に基づいた形で、この「文化資源の危機的状況」という問題について報告したいと思います。

1 文字史料が伝える「歴史」と「記憶」

さて、文字史料の危機的状況について論じる前に、まず確認しておきたいことがあります。それは、これまで歴史学の中で「民衆史」や「女性史」などが勃興した際に繰り返し問題にされてきたことですが、文字史料から再構成することが可能な「歴史」には、大きな偏りと限界があるということを、ここでもまず認識しておく必要があると思います。というのは、第1セッションでの黒田清彦先生の「歴史の記憶に関する法律」についての報告とも深く関係することだと思いますが、ある出来事をめぐって文字史料が生産される「場」というものは、誰にでも平等に開かれているわけでは決してないからです。文字史料が生産される現場そのものに、当時の社会的力学が強く反映されているといえるでしょう。

例えば、台湾先住民を例に述べるとすれば、彼ら・彼女らは、「固有の文字」というものを持たない人々でした。そのため書き言葉として、台湾先住民社会のかなり広範な層まで最初に普及したのは、植民地支配下での教育を通じて半強制的に広められた「日本語」であったといえます。このような言語的状況の中では、台湾先住民の主体性という点に重きを置いた形で、文字史料から歴史を復元することは、非常に困難だと言わざるを得ません。もしくは、文字史料を重視する近代的な歴史学という学知のあり方そのものが、台湾先住民が歴史的主体として立ち現れ

ることを、困難にしている側面もあるのではないかと思います。このような点を勘案すれば、文字史料中心主義的な発想は、多くの限界と問題を抱えるものだと認識する必要があるでしょう。

しかし、右で述べたような問題点はあるにせよ、文字史料から復元できる歴史というものは様々な歴史像の基礎となつていく部分もあり、貴重な歴史的知見をもたらしてくれるものの一つであることは間違いない。重要なことは、文字史料から復元される歴史を批判することではなく、それと同等の配慮が、「記憶」や「伝承」、「証言」、「オーラルヒストリー」などにも払われることだと思えます。

この「記憶」や「証言」という点で、一つだけ付け加えるとすれば、例えば台湾では一九四七年に、二二八事件という国民党政府による大規模な民衆虐殺事件が起こりました。そして、この事件については、それを語ることで自体が長らくタブー視されてきました。しかし台湾の民主化の進展の中で、この二二八事件について、一九九〇年代になってから歴史の復権、歴史の記憶を回復するための取り組みが行われ、その取り組みの一環として、聞き取り調査が活発に行われています。そのような聞き取り調査の過程で、日本統治時代の経験についても話され、そこから文字史料からだけではわからなかった側面が、明らかになってきています。このような形で、「記憶」や「証言」を文化資源として残していく取り組みは、さらに進められていく必要があると思われます。

2 文字史料の危機的状况

以上のような点を踏まえた上で、今回の報告の本题である文字史料の危機的状况についてお話していききたいと思います。ですが、文字史料に限定して論じたとしても、現在、残っている文字史料にも、大きな偏りがあるといえます。すなわち現存する多くの文字史料は、それが生産された時から現在に至るまでの間に、複数回行われた可能性があ

【表1】戦前の愛知県公文書の廃棄過程

年月	廃棄状況
1938年～39年	9,745冊を「尾張徳川黎明会」へ譲渡
1943年	5,437冊を廃棄
1944年3月	15,581冊を廃棄、古紙統制組合に売却
1945年7月	9,506冊(疎開文書も含む)を廃棄、古紙統制組合に売却
1945年8月18日	残されていた2,233冊を廃棄、売却(理由:「世相ノ変転」)

※ 加藤聖文「喪われた記録－戦時下の公文書廃棄－」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第1号、2005年)および愛知県庁文書「編纂保存」1942年(A70)、「編纂保存」1944年(A71)、「編纂保存」1945年(A72)より報告者が作成。

る「残すに値する」という判断の結果、つまりある種の選別をいかぐつて残されてきたものが多く、その意味で、選別が行われた「場」の力学に大きく規定されていると考えられます。

ここでは、地方行政機関の公文書を例として、少し具体的にお話していきます。

例えば、戦前の愛知県公文書は、現在、愛知県内にはほとんど残っていません。愛知県内に現存する戦前期の県庁文書は、愛知県公文書館所蔵のわずか約三五〇簿冊のみです。戦前の公文書の不在については、その理由として、空襲による消失などを念頭におかれる場合が多いと思われませんが、愛知県の場合、実はそうではなく、かなり早い時期から、意図的な廃棄が行われていきます。そしてそのような廃棄には、様々な理由が絡んでいきます。⁽¹⁾

まず、文書廃棄が行われた大きな理由の一つは、愛知県庁の庁舎の建て替えということにありました。現在も使用されている愛知県庁の新庁舎は一九三八年に完成しますが、建て替えが進められている過程で保管スペースなどの関連から、「永年保存」とされていた文書も含めた大規模な文書廃棄案が浮上し、一九三八年から三九年にかけて、約一万簿冊が「尾張徳川黎明会」へ譲渡されることにな

ります。ではこの約一万簿冊がそのまま残ったかという点、譲渡先において、さらに「歴史的価値」という観点から大量に廃棄されました。ここでは、目先の目的や、選定に携わった専門家の関心に当てはまるものが優先的に残され、それ以外は廃棄されるという、研究者の判断という問題を指摘しておく必要があると思われます。その上で、結果的にいえば、戦前の愛知県公文書については、基本的には、この時、徳川黎明会に譲渡されたものの内、さらなる選定をかいぐったものが現存文書の中心で、それらの文書は、現在、東京の国文学研究資料館を中心に三機関で所蔵されている約一五〇〇簿冊となります。「尾張徳川黎明会」に譲渡された約一万簿冊からみれば二割以下になるわけですが、これが戦前の愛知県公文書で現存しているものほとんどです。これと先ほど述べた愛知県公文書館所蔵の約三五〇簿冊しか残っていないというのが実状です。

では、なぜこのような状況を招いたかといえは、愛知県は、「尾張徳川黎明会」に譲渡しなかった文書についても、一九四三年から一九四五年の間に徹底的な廃棄をすすめるからです。その経緯は【表1】に示した通りですが、とりわけ一九四五年八月一日、いわゆるポツダム宣言の受諾を受けて日本の敗戦が確定した直後に、「世相の変転」すなわち敗戦を理由に、その段階で残されていた公文書のほほすべてが廃棄されたことは、注目に値すると思われる。ここに於いて、愛知県は全国的にみても珍しいほどの完全な公文書廃棄を行うことになるわけです。

そこには、ある事柄の「隠蔽」という問題も、もちろん含まれているといえます。

例えば、日本の敗戦の翌年の一九四六年一月に、日本の占領政策に携わった連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）から、敗戦時において、例えば土に埋めたり隠したりするなど適切でない場所に移動した公文書があれば、速やかに元に戻すよう指令があり、焼却などによってすでに完全に廃棄してしまった文書については、その一覧表を提出するよう、各市町村は求められました。以下に掲げた【史料1】は、その際、愛知県内のある村から提出され

た壊滅文書（廃棄してしまった文書）の一覧です。

【史料1】

形第九六号

昭和二十一年一月二十二日

愛知県知事官房主事殿

官庁公文書及記録復帰ニ関スル件報告

一月十五日文第二号ニ係ル標記ノ件ニ関シテハ別紙ノ通り及報告候也

壊滅文書一覧表 額田郡形埜村

文書種別

- 一、 兵事関係綴（一年保存、永年保存、軍事極秘、陸、海、共）
- 二、 徴兵関係綴（永年保存 一年保存）
 壮丁名簿
- 三、 徴兵適齡届綴
- 四、 陸、海軍志願兵関係綴
- 五、 其ノ他徴兵ニ関スル一切ノ書類
- 六、 在郷軍人名簿（陸軍）
- 七、

額田郡形埜村長 吉口正重（印）

八、 動員実施関係綴

九、 動員日誌

一〇、 動員関係綴（永年保存、一年保存）

一一、 動員検閲所見簿

一二、 其ノ他動員ニ関スル一切ノ書類

（額田郡旧形埜村役場文書「連合軍最高司令部指令関係綴」昭和二十一年―、岡崎市所蔵⁽²⁾）

この史料からは、廃棄された文書の大きな傾向が読み取れます。つまり敗戦が差し迫った時期に、市町村役場や文書廃棄の主なターゲットとされたのは軍隊関係であり、特に徴兵や志願、動員に関する文書が意図的に廃棄されたことが確認できるわけです。

このような文書廃棄の問題は、先ほどの黒田先生のご報告での問題提起にもかわるとともに、日本と近隣のアジア諸国の間に横たわる「歴史認識問題」にも大きく関連することだと考えます。例えば、いわゆる「従軍慰安婦問題」が議論される際に、日本軍や日本政府の関与を示す公的史料が残されていないということ論拠として、軍や政府の関与を否定するような議論が繰り返されていますが、それに対してはアジア諸国から大きな反発があります。そのような反発が寄せられる背景には、敗戦時に政府の関係者によって意図的に廃棄された可能性が高い文書について、それが「無い」ということを根拠として軍や政府の関与を否定するという論法が、やはり公平性を欠くという判断がされるからだろうと思われま

しかし各市町村においては、このような公文書廃棄の状況にはかなり違いがあり、戦前の軍事関連の文書が現存

している所もありますが、愛知県というレベルでは、その公文書は徹底的に廃棄されています。それは軍事関係にとどまらず、文書編纂保存規定上「永年保存」とされた文書まで含めて、一切適切そのほとんどすべてが廃棄の対象となったわけです。ここでは、敗戦という「世相の変転」によって最早不要であろうという行政的な判断、つまり行政官の恣意的な判断に基づき、行政的価値という観点からの廃棄という問題が、大きく横たわっているといえるでしょう。

さて、なぜこのような問題を取り上げてお話ししたかといえば、基本的に史料廃棄、特に公文書に類するものの廃棄という問題は決して過去のものではないと考えるからです。むしろ公文書の廃棄は繰り返されており、また作為的であれ非作為的であれ、史料の「非公開」が常態化しているというのが現状だと思えます。

ここでもやはり地方行政機関の文書を例として、少し具体的にお話していきます。

戦前の日本社会において末端の行政機関と位置づけられた市町村、そのような市町村が作成した旧役場文書とよばれる史料群は、現在、まさに危機的状況に直面しているといっても過言ではありません。先に述べましたように、例えば、県レベルの公文書について、偏った形でしか現存していない愛知県の場合、戦前に県からどのような指示が各市町村に行われたのかを知る上で、旧役場文書は貴重な史料であり、そして何よりも戦前の各地域社会が、上からの指令にどのように対応し、そこに具体的にどのような生活があったかを知るための貴重な史料だといえます。しかしこの旧役場文書という史料群については、現状では、専門の保存機関はありません。そのため、その保存形態は地域によって様々で、公文書館がある市では、そこで保存されている場合が多いですが、それ以外は地域の図書館、地域の公民館などで、その実情に合わせて保存されているというのが現状です。

【写真1】【写真2】は、旧役場文書の一例です。これは旧八名郡七郷村役場文書の中の一簿冊で、現在は愛知県

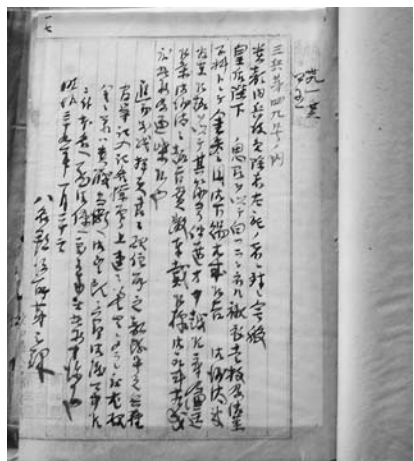
新城市井代公民館（旧七郷村役場）に保管されています。旧七郷村は、JR飯田線湯谷温泉駅の近くにあった村ですが、この村の役場文書である旧七郷村役場文書は、明治・大正・昭和前期の文書約一万簿冊が残されており、愛知県内では最も保存状態がより旧役場文書の一つです。

しかし、専門の保存機関がないという状況が、どのような問題を招いているかという点、例えば、この旧七郷村役場文書について、愛知県史編さん事業の一環として井代公民館に調査に入った当初の段階では、約一万簿冊の文書史料は、数簿冊ごとに紐で束ねられ、公民館の倉庫に山積みになされていました。史料の虫食いなどは少なく、保存状態は良好だったのですが、しかし利用可能な状態ではなかったといえます。そのような状態から利用可能にするためには、まず目録を作るところからは始める必要があります。

このように、たとえ文書が保存されていたとしても、目録の整備状態や目録の公開状況、そして保管場所に常駐の人がいるのかどうかということで、その史料が利用可能かどうかは（実質的に公開された状態であるか非公開であるかは）、全く異なるわけで



【写真1】



【写真2】

旧八名郡七郷村役場文書（新城市井代公民館所蔵）

す。また、旧役場文書の保管や整理は、地域の担当者「熱意」や「善意」に依拠している場合も多く、担当者が交代すると、様々なことがわからなくなるという事態も起こっています。さらに市町村合併や、公民館の建て替えなどで、大量に廃棄されているというのが実情です。

3 アーカイブズと知る権利

さて、このような形で公文書の廃棄は繰り返し行われてきたわけですが、その根本的な要因は、公文書は行政機関の書類だという発想に基づいて、その取り扱いが決定されてきたことによると考えられます。ここでやはり、公文書は単なる行政機関の書類ではなく国民の共有財産であるという発想の転換、そしてそれは国民の知る権利に対応するために提供されるべき資料であるという発想の転換が求められていると思います。⁽⁴⁾

ここでは、今、私は「国民の」という修飾語を付けましたが、それはもちろん範囲を限定する意図からではありません。というのは、日本の近代の歴史は、日本「帝国」の歴史という側面を否応なく含んでいます。つまり日本「帝国」による植民地支配の下にあった台湾の人々、朝鮮の人々、その他多くの人々にとって、東京の中央政府の決定は、彼ら・彼女らの生活に決定的な影響を及ぼす場合も多々あったわけで、その意味で、彼ら・彼女らの子孫は、自分の家族に直接かわる歴史として、日本の近代史に発言する権利があると私は考えています。その意味で、日本の戦前期の公文書に彼ら・彼女らがアクセスする権利は、最大限守られるべきだとも考えています。そのような観点からも、より厳密な史料保存と整理、そしてより利用しやすく開かれた史料公開が必要だといえます。そこで今後の方向性としては、やはりデジタル・アーカイブズは一定の可能性を持つものだと考えます。

例えば、ここで挙げたアジア歴史資料センター (<http://www.jacar.go.jp>) は、一九九五年のいわゆる「村山談話」

にもとづき、近隣アジア諸国との関係改善事業の一環として、二〇〇一年に開設されました。このセンターの特徴は、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「無料で」利用可能という趣旨に基づき、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所図書館所蔵資料を段階的に電子情報化し、インターネットで世界に公開している点にあるといえます。もちろん公開の順序や、検索の機能、史料の活用性など、まだまだ多くの問題を抱えているといわれていますが、上記三機関が所蔵してきた史料は、日本の近現代史を考えるうえでかなり重要な史料であり、それらの史料について、日本国内からだけでなく、アジア諸国、そして世界からのアクセスが飛躍的に容易になった点は、やはり高く評価されるべきだと考えています。

このような事業を一つの先例として、地方行政機関の公文書まで含めた形で、保存と公開の制度を確立することが、今、求められていると思います。それは地域の住民の知る権利に答えるためという点はもちろんのこと、さらに開かれた要求に応えるためにも必要だといえるでしょう。例えば、戦前の愛知県安城町は「日本デンマーク」と呼ばれた「模範」農村であり、日本「帝国」の各地から視察団が訪れました。そのような中で、冒頭で触れた台湾先住民もまた、植民地統治政策によって育成された青年エリート層を中心に、「内地」観光という形で安城を訪れています。その際、台湾先住民青年は、安城で何を見て、そこから何を学び、故郷の台湾の山村にどのような知見を持ち帰ろうとしたのか、このような問題を自らの民族の歴史の一コマとして知りたいという要求は、現在の台湾先住民の中にも強くあり、そのような要求に応える史料群としても、例えば安城の旧役場文書はある筈だと考えます。しかし安城にとどまらず旧役場文書については、繰り返しになりますが、その史料群にアクセスすること自体がかなり困難です。このような状況は、やはり何らかの形で解消されるべきだと思われれます。

おわりに…大学アーカイブズと近現代資料

そのうえで、大学アーカイブズと近現代資料との関連について、若干、意見を述べるとすれば、大学アーカイブズは、地域の史料、特に旧役場文書や半公文書的な位置付けである史料について、その公開や保管を促していくうえで、一つの拠点となる可能性があるのではないかと考えています。

例えば、二〇〇四年に、名古屋商工会議所の所蔵資料約一〇万点が、愛知学泉大学図書館に寄贈という形で移管されました。これは、名古屋商工会議所の図書室の改築との関連で、所蔵資料の整理が問題となり、一時は約一〇万点の所蔵資料の分売案も浮上したそうですが、それらを一括で引き受けるということで、愛知学泉大学図書館に寄贈されたそうです。名古屋商工会議所の所蔵資料は、雑誌など刊行物がほとんどですが、愛知県図書館・名古屋市図書館など他の県内図書館が所蔵していない貴重資料も含まれており、またその蔵書の傾向は、商工会議所の活動を如実に表すものでした。このような資料群が散逸の危機を逃れ、一括して大学図書館に納まったということとは、地域資料の保存という観点からは、やはり意味があると思います。また愛知学泉大学図書館にとつても、この名古屋商工会議所資料は蔵書の目玉となり得るものであり、このような形で、大学アーカイブズが、地域の史料保存や公開の一つの拠点となっていく可能性も、今後の方向性として考えていくことができるのではないかと考えています。

- (1) 戦前の愛知県公文書の廃棄過程については、加藤聖文「喪われた記録―戦時下の公文書廃棄―」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第一号、二〇〇五年)において詳細に検討されている。この点に関しては、本報告も加藤の論稿に大きく依拠している。
- (2) 『愛知県史 資料編 27 政治・行政 4 近代 4』(愛知県、二〇〇六年)、九一九～九二〇頁。
- (3) 『愛知県史 資料編 26 政治・行政 3 近代 3』(愛知県、二〇〇四年)、一頁。
- (4) この点については、檜山幸夫責任編集『現代の公文書史料学への視座』(中京大学社会科学研究所、二〇〇六年)収録の諸論稿に大きな示唆を受けた。

二〇〇八年一月五日（水）二〇〇八年度南山学会シンポジウム

テーマ「モノ・記録・記憶の文化資源化―南山学園における実践のために―」

三、南山学園／南山大学の史資料とその文化資源化

南山大学インターナショナル・デイヴィジョン史料とその意義

林 雅代

はじめに

「南山大学インターナショナル・デイヴィジョンの事例から」ということで、お話しさせていただきます。

私の話の内容はだいたい三点にまとめられます。一点目は「南山大学インターナショナル・デイヴィジョン」という、ほとんどお聞きになったことがない言葉だと思えますけれども、これについてどういうものかということをお話ししようと思います。二点目に、この南山大学インターナショナル・デイヴィジョン（以下ID）というものについて、史料集を作っていました。もう一冊を今年度（二〇〇八年度）中に作るという予定ですが、その編纂までの過程ということをお話ししようと思います。それから三点目ですけれども、この南山大学IDの研究をする

ということの今日的な意義について、簡潔にお話しようと思います。

(一) 「南山大学インターナショナル・デイヴィジョン」とは何か

それでは一点目に、まず南山大学 ID というものについてです。今日、私がお話する内容は、この会場の入口のところを受付に、これまで史料室で刊行した史料集、それから『アルケイア』という紀要を持ってきていただいていますので、そちらのほうを見ていただければ、大体内容が分かると思います。

スクリーン提示の写真（『南山大学五十年史写真集』一九九九年、四七頁掲載史料一二二）は、南山大学 ID というものの実践を示す、非常に貴重な史料です。現在この写真は、ちょうど最近この大学史料室のほうに移管されたのですけれども、もともとは南山学園の史料室に所蔵されていました。ちょっと暗くて見にくいと思いますが、ここに実はヘルデマン先生がおられて、そしてここに男の人たちが座って勉強しているという風景です。これはだいたい白人の男の人で、つまり外国人です。そして私服の人も一部いるのですが、ちょっと見にくいと思いますけれども、この辺りなどは軍服を着た人なのです。

この写真ですが、南山大学が二〇〇〇年に五〇周年を迎えて、五〇周年史を編纂したときに写真集というのを作りました。その写真集の中に、この写真が載っています。『南山大学五十年史』まで、この南山大学の ID に関する記述というのはありませんでした。五〇周年までの間で、ID に関する公刊物上の史料として唯一あるのが、この写真となっているわけです。これは、私が ID の史料を解説していくうえで、非常に大きな手掛かりとなったということがあります。

史料解説、それから史料集の編纂に至る過程をお話する前に、まずちょっと ID というのがどういふものかという

ことを、ご説明したいと思います。南山大学では「インターナショナル・ディヴィジョン」、上智大学では「国際部」と呼ばれた教育組織は、第二次大戦後の米軍駐留期に生まれたものと考えられます。アメリカ本国で高等教育が拡大する中で、日本に駐留する米兵たちの教育ニーズに対応して、米軍からの要請を受けたこれらの大学で、英語で授業を行い、米兵に単位や学位の取得を可能にするという実践が始まったと思われまます。これらの大学は、神父をはじめとする外国人数員が多く、英語による授業提供が可能であったという事情が、要請の背景にありました。

南山大学IDですけれども、一九五三年一〇月に開設されたところになっています。これは一応、今のところ史料で確認できるという状況でということですから。そしてこれが終わったのが、一九五九年ごろだというふうに一応今のところは確認しています。

これがどういふものかという点、主な受講者は、名古屋の周辺、小牧であるとか守山といったところに当時アメリカ軍の空軍が駐留していました。その空軍の軍人さんたちが勉強したいということ、その要求に応えるという形で、この南山大学でそうした人たちを対象にした授業を行っていたというものです。ですから、基本的に英語で授業を行っていたという形で、それによって単位を付与するとか、また非常に限られた数ではありませんけれども、一部には学位を授与するという点もありません。こうしたものが、IDの非常に基本的な情報であります。

なぜ一九五〇年代に、米軍の人たちに英語で授業をする必要が、この南山大学にあったのかということが大きな問題として出てくるかと思えます。こうした実践の背景にどういった状況があったのかということ、次に確認しておきたいと思えます。

まず一つは、実はIDが開設される経緯の中で、占領中の一九四九年の時点で、既にこういった授業をやっていたという打診が南山大学にあったということが、記録として残っています。ですが、南山大学では、一九四九年に

公式に開設されたということは、今のところは確認できていません。

IDは、一九五三年に開設されたということになっています。占領期、それからその後朝鮮戦争が勃発するという事で、米軍の一つの拠点となったのが、空軍の置かれた名古屋周辺であったということが、一つの大きな背景になります。

そういった国際情勢だけでなく、第二次世界大戦をはさんだ時期、アメリカ高等教育が拡大していくという状況もありました。これは、特に第二次世界大戦への軍事的な動員を進めるために、戦争への関与に対して、教育上あたるいは訓練上の恩恵を代わりに与えるということを、アメリカ政府はやってきたわけです。いわゆるGI Billというふうに言われるものです。何年間従軍したら、その替わりに何年か奨学金をもらえるとという恩恵があったということです。ですから、南山大学IDの場合も、このGI Billの適用を受けていたということがあります。

そして四点目に、冷戦の下で、アメリカ軍が軍人の教育水準を高めようという必要性を感じていたということがありました。アメリカ軍では、もともとは陸軍の航空部隊ですけれども、一九四七年に陸軍から独立して空軍になったということがあります。当時、空軍というのは、ほかの軍と比べますと非常に教育水準が低かったということで、その教育水準を上げるという要求が高まっていたという状況の下で、軍人の教育、特に空軍の教育ということが要請されたということでした。こうしたことは、アメリカにいればアメリカの高等教育の機関で行えるわけですから、海外で従軍しているアメリカの軍人たちが海外でもできるようにということ、互換可能な単位を海外機関で取得できるような状況というのが作られたということが、IDの背景にあります。

(二) 『南山大学インターナショナル・デイヴィジョン史料集』編纂までの過程

こうしたことが分かってきたのは、IDの史料が発見されたということにあるわけですが、その史料発見、そして史料集の編纂に至る過程についてお話ししたいと思います。

スクリーン提示の写真は、少々暗くて見にくいですが、この会場の外に置いてありますので、もし一度見ていただければと思います。これは今年(二〇〇八年)の春、刊行しました『南山インターナショナル・デイヴィジョン史料集』の上巻です。パラパラッと見ていただくと分かるのですが、ほとんどが英語の史料と、それから一部ドイツ語の史料が入っています。上巻は非常に読みにくい格好になっていますけれども、解説を見ていただくと、どういふものかというのがよく分かるかと思いません。

この『史料集』上を今年の春刊行して、そして下巻のほうを今、編纂作業をしているところですが、こういった手続きに入る過程は非常にドラマチックというか、偶然的なことがあって、こういった史料集が出来上がっていくということになりました。

まず最初に起こったのはどういふことかという点、南山学園の七五周年の記念誌が昨年(二〇〇七年)十一月に刊行されましたけれども、そのために学園内の各部署の史料を調査して回るといふことを、二〇〇三年に史料室の永井英治先生と図書館の栗山義久さんがおやりになっていらしたときには、実はIDの史料は発見されませんでした。しかし、その史料調査の過程で見落としはないかということで、次の二〇〇四年にもう一度再調査をされました。そこで、大学図書館の倉庫に段ボール箱に入ったままとなっていた、IDの史料がたまたま偶然見つかった、「これは何だ」ということで、史料室に移管されたということから始まったわけです。これは大学内、おそらく国際教育センターに置かれていたものが、どこかの時点で移管されて、それがたまたま再調査によって発見されて、史料と

して見られるというチャンスが訪れた、ということと思われます。

この史料が発見されたのは、二〇〇四年の一月ということなのですが、私は永井先生のほうから声を掛けていただきました。二〇〇五年の春ぐらいからだと思いますが、史料の調査を開始しました。この関係の史料は英語のものが非常に多くて、どんな史料なのかというのがよく分からないまま一所懸命読んでいたのですけれども、その中で唯一の手掛かりになったというのが、先ほど冒頭にお見せした写真です。いろいろと史料を見ていく中、私自身この卒業生でありながら、南山大学のことをほとんど知らないということをお覚えざるを得ないというぐらい、史料はよく分かりませんでした。永井先生にいろいろお尋ねしながら、何とか史料を読んでいくということをしました。そうこうしている中で、こういうことはもっとほかに史料がないかということをお尋ねしたところ、どうも学園史料室のほうに何か関連の物がありそうだということで、その翌年（二〇〇六年）から、学園史料室の所蔵史料を調べていくということになりました。この時、ひと夏かけて、学園史料の撮影をおこなって、それを史料集に起こしていくという作業をしていくことになりました。

実は、この南山学園のほうに所蔵されている史料というのは、非常にまとまったものになっていて、またこちらにはかなり日本語のものもたくさんありました。その中で非常に興味深かったのが、上智大学の史料が見つかったということです。そして、二〇〇七年一月に、上智大学の史料室のほうに伺って、どんな史料があるかということを見に行ったというわけです。

上智大学には、二〇〇六年に国際教養学部という学部に変更していますが、南山大学と同じような国際部というものが、元からありました。一九四九年に開設されていて、その後いくつか段階を経て、現在の国際教養学部になる前は、比較文化学部という、在日の外国人であるとか、帰国子女であるとか、それから芸能人であるとか、

いろいろ有名な人がたくさん出ていて、上智大学の国際性を象徴するような学部でした。上智大学の国際部は、そのような学部へと転換しているということが分かったわけです。

ですから、なぜ、南山大学のIDは消えてしまったのか、上智大学のほうはこのように現在も残っているのか、これは南山大学のIDを研究するうえで、手掛かりになりました。

また上智大学の場合は、国際部に関する史料というのは、実はほとんど廃棄されてしまっているという現状も分かりました。けれども、それは、南山大学にある史料で補完できる部分があるということも、確認できたという次第です。

こうして、南山大学にある史料、それから南山学園が所蔵していた史料を用いて、今年の春に『史料集』上を刊行するということになりました。

(三二) 「南山大学インターナショナル・デイヴィジョン」研究の今日的意義

一九五〇年代に行われていたIDというものを、研究するということは、どういう意義があるのかということを最後にお話したいと思います。

ここまでお話しましたように、受講者が外国人であり、特に一九五〇年代、名古屋周辺に駐留していた米軍の軍人たちであるという、受講者や時代背景の特殊性ということは疑えないことであって、そういった特殊な時代の特殊な人たちの話なのだというふうに済ませることはできるわけです。しかし、それだけではないものというところが、私はあるのではないかと考えています。

外国人の教育というと、留学生の教育だとかいうふうに、一般の日本人の教育とは全く別のことのように理解さ

れる向きというのが、ないわけでもないと思いますし、私自身も史料を見ながら途中までそういうふうと考えていたわけです。でも、どうもそういうことではないのではないか、これはもつと一般的で現代的な意義があるのではないかということを考えるようになって、今に至っているところなんです。

ID研究の今日的な意義の、まず基本的なこととしては、戦後の高等教育の研究ということですが、これは、一九八〇年代ぐらいからだいぶ進んでいますが、どちらかと言えばマクロな政策のレベルで、個々の教育機関の経験というものがどういふものであるかという研究は、まだまだ少ないわけです。そういったところに資するところはあるのだろう、ということが一点目です。

それから、その中で特に私学、とりわけカトリック大学が持っていた経験というのがどういふものかということ、非常に重要な問題ではないかというふうには私は考えています。IDにかかわった人物として、CEOで高等教育の顧問をしていた人物であるとか、あるいは戦後の日本の教育改革にかかわったアメリカ教育使節団の関係者がいたということ。それから神言会の神父たち、あるいは戦後南山大学からアメリカに留学した先生方、こういった方々がIDに非常にかかわっておられるといったことがあります。これまで、あまり日本の教育学者の中では、プロテスタント系／カトリック系という、キリスト教の中の宗派の違い、学校の違いということが、あまり意識されないまま、ミッション系と一括りにされてきた傾向があります。けれども、最近の研究では、どうもこの二つの系統の学校というのは、違う社会的な機能を果たしていたのではないかという指摘が、ようやくなされるようになりました。カトリックの大学が、戦後どんな働きをしていたのかということは、重要なテーマになってくると思います。

それから、南山大学IDに在籍したアメリカ人というのは、言ってみれば、アメリカの教育システムと日本の教育システムのはざまに置かれた人たちであって、戦争がなければ、あるいは戦後の冷戦というものがなければ、本来

はアメリカでそのまま高等教育に進学したかもしれないという人たちだったので。ちょうど学齢の時期に、大学生になるべき時期に、戦争に駆り出され、その分の補償を海外で行う必要があったという人たちであったわけです。これが、戦後の日本の占領政策にもかかわっているのではないかと、ということが考えられるということです。

アカレディテーション（資格認定）という少し耳慣れない言葉を使いますが、これはちよつと日本語には定訳がないのですが、大学の相互評価、相互認証のことです。つまり最近、南山大学でも大学基準協会の動向というところがよく言われるのですが、大学基準の大綱化以降、大学が相互で評価しあう、そして大学の適格性というものを確認しあうということが、行われる傾向というのが出てまいりました。その日本での源流というのは占領期にありますし、アメリカの中でもそういったことが一般化していく、確立してくるとするのは、戦前・戦後の高等教育の拡大期だったのです。そのようなアメリカ国内の動向が、日本での大学基準協会の創設に密接にかかわっていたということが考えられます。

南山大学のIDだとか、あるいは上智大学の国際部であるとか、そういったところでは、日本の大学基準協会で「大学」と認可されているということが、そこで取得する単位の妥当性や交換性を保証することを意味していたということです。当時としては、南山大学にせよ、上智大学にせよ、そのIDにとっては、「大学基準協会」は非常に重要な意味を持っていたといえます。

一九九〇年代ぐらいから、「大学基準協会」が非常に脚光を浴びるようになったということは、もちろん文科省の政策ということもあるのでしょうけれども、やはり現在の高等教育のグローバル化ということが、背景として大きくあると思っています。IDというのは、その一つの先駆的な事例であったというふうに考えられます。

つまり、学生が国際移動し合う、そして単位・学位の交換性というのがそこで重視される、それから使用される

教授言語の国際的な流通性、といったことも問題になってくると思います。

最近の日本では、英語で授業する大学というのも随分増えてきましたが、南山大学IDが終焉を迎えた背景の一つには、なぜ日本の大学なのに英語で授業をしているのかが問題になった、ということがありました。ですが、これは一九五〇年代という文脈では問題になったかもしれないかもしれませんが、今の南山大学でそういったことははや問題にならないかもしれません。ですが、英語で授業をやるとすれば、それでは日本の大学であるということは、どこにアイデンティティを求められるのかといったことが、現在でも当然問題として起こってくるのではないかと思います。

IDというのは、やはり時代を先取りしていたし、特に名古屋という地域では、時代を先取りしすぎていたというふうに、私は思っています。けれども、この史料が見つかったことで、今日の南山大学や、今日の日本の高等教育に対して、その史料が伝えてくれることがあるのではないかと、というふうに思っています。

それらを保証してくれたのはすべて、史料が見つかったということ、それから、もっと言えば、史料が保存されていたということにあると思います。

長くなりました。どうもありがとうございました。

△参考文献▽

南山大学五〇年史作成小委員会編『南山大学五十年史』南山大学、二〇〇一年。

南山大学五〇年史作成小委員会編『南山大学五十年史写真集』南山大学、一九九九年。

南山学園創立75周年記念誌編纂委員会編『南山学園史料集三 南山大学インターナショナル・デイヴィジョン史料集 上』南山

学園、二〇〇八年。

イールズ講演（一九四七）「大学基準適用について」（抄）大学基準協会事務局高等教育研究 部門編『資料にみる大学基準協会五十年の歩み』大学基準協会、一九九七年、二三～三一ページ所収。

五島敦子『アメリカの大学開放』学術出版会、二〇〇八年。

林 雅代「南山大学インターナショナル・デイヴィジョンの開設と終焉」『アルケイア』第一号、二〇〇七年、三五～七八ページ。
林 雅代「史料としての『便覧』についての試論」『アルケイア』第二号、二〇〇八年、一〇一～一二五ページ。

大塚典子『アメリカ連邦政府による大学生経済支援政策』東信堂、二〇〇六年。

高祖敏明「新制上智大学の公開講座の再編成（一）」『上智大学教育学論集』二四号、一九八九年、一～三一ページ。

小山彰子「上層資産階層の教育における再生産戦略」『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要』二〇〇五年、一～一四ページ。

前田早苗『アメリカの大学基準成立史研究』東信堂、二〇〇三年。

Musland, John W. and Radway, Lawrence I. 1957. *Soldiers and Scholars: Military Education & National Policy*. Princeton University Press (高野功訳『アメリカの軍人教育』学陽書房、一九六六年)。

マーク・T・オア（土持ゲリー法一訳）『占領下日本の教育改革政策』玉川大学出版部、一九九三年。

田中征男『戦後改革と大学基準協会の形成』大学基準協会、一九九五年。

寺崎昌男『大学は歴史の思想で変わる』東信堂、二〇〇六年。

二〇〇八年一月五日（水）二〇〇八年度南山学会シンポジウム
テーマ「モノ・記録・記憶の文化資源化―南山学園における実践のために―」
三、南山学園／南山大学の史資料とその文化資源化

デジタル・アーカイブと大学

鈴木志元

（アーカイブというと、歴史史料を保管するところ、というイメージをもつ方が多いように思われるが、デジタル・アーカイブは歴史史料だけを対象としているわけではなく、より広範な分野に関わりを持つものである。今回の話では、デジタル・アーカイブの中でも大学にいる我々に関わるものを中心に紹介していきたい。前半では、研究・教育のためのデジタル・アーカイブを中心にデジタル・アーカイブというものの持つ広がりとポテンシャルを紹介し、後半では、南山大学における実践をいくつか紹介し、さらに今後の展開について考えてみたい。

一 デジタル・アーカイブズ紹介

政府機関、NGO、大学など様々な機関がデジタル・アーカイブを作成している。ここではそれぞれの代表として、American Memory、Sudan Open Archive、UCLA Film & Television Archiveを紹介する。

(1) American Memory

米議会図書館が作っているアメリカ史に関わる総合的なアーカイブである。総合的という意味は、文献、画像（静止画像、動画像）、音声など様々なデータをデジタル化し一元的に提供するという意味であり、歴史教育や生涯学習への活用などが見込まれているものである。このように「様々な形態のデータを一元的に提供できる」ということがデジタル・アーカイブの大きな利点だということを示すという意味で最初に紹介する価値のある事例であろう。

(11) Sudan Open Archive

過去の史料ばかりではなく現在進行中の出来事の記録を残し開示する、という活動を行っているのが、Sudan Open Archiveである。もともとは、ユニセフやNGOが共同で行っていたOperation Lifeline Sudanという活動の中から発生した記録を保存・開示するためのものだった。公式記録以外の記録としては、未刊行レポート、閲覧板、書簡などがある。いまでは、その収集範囲を拡大し、環境問題や地域和平プロセスに関する資料なども公開が予定されている。

(11) UCLA Film & Television Archive

大学は多くの情報が生成・集約される場所であり、各大学の特色を生かす様々なアーカイブが構築されている。その一つの例が UCLA のフィルム・アーカイブである。

二 研究関連デジタル・アーカイブ

研究用のデジタル・アーカイブと一口で行っても、その種類は様々である。ここでは主に e-Print Archive を紹介しよう。e-Print Archive とは電子化されたプレプリントを蓄積・提供するシステムのことである。収録されている論文には、雑誌記事に載った形の論文もある（著作権処理が必要）が、テクニカルレポート等の形態の論文も多く、内容を知りたいのであれば、無料ですぐに入手できる e-Print Archive は便利である。

(1) arXiv

arXiv は高エネルギー物理学分野のアーカイブとしてロスアラモス国立研究所が一九九一年に立ち上げたものである（現在はコーネル大学が運営している）、初期からある e-Print Archive の代表株といえるものである。現在ではその収集範囲を拡大し、数学やコンピュータ科学などの論文も収集している。

(2) その他の E-print Archive

経済学では RePEc、認知科学では CogPrints、コンピュータ科学では CiteSeer など数多くの e-Print Archive がある。

例えば CiteSeer では、ある論文が引用した文献とその論文を引用した文献がリンクされており、そのリンクに従って、ある論文に関連する文献（の PDF）をほぼすべて収集する事が可能である。

(11) Alexandria Digital Library

地図データ (GIS で処理できるように位置参照データを埋め込んだもの) を収集しているカリフォルニア大学サンタ・バーバラ校のアーカイブである。このように分野に特化したアーカイブが増えてきており、研究・教育への利用が期待されている。著作権を回避するという意味からも、分野に特化した学術情報のアーカイブは今後も増えていくと思われる。

三 教育関連デジタル・アーカイブ

教育関係においても様々なデジタル・アーカイブが作られているのだけれど、ここでは主に Open Course Ware について説明し、最後に OCW 以外のデジタル・アーカイブを少しだけ紹介する。

(1) MIT Open Course Ware

MIT は授業で用いられた教材をインターネットに公開しており、これを MIT Open Course Ware (OCW) と呼んでいる。これは知識を多くの人々に伝えるという目的以外にも様々な役割を果たしている（後に詳しく述べる）。MIT の宮川教授はこのプロジェクトの初期から関わっており、最近では、学生に OCW をすべて保存したハードディ

スクを持たせ、アフリカの大学を訪れるといった活動をしているとのことである。

(一) Open Courseware consortium

世界中の多くの大学が MITOCW の精神に賛同して OCW を作り始めている。これは、それらの大学の活動を支援しようという世界規模のコンソーシアムである。

(二) JOCW

OCW の日本のコンソーシアムである。二〇〇六年に東京大学、京都大学、慶應義塾大学、早稲田大学など、二〇〇五年には九州大学、名古屋大学、北海道大学、二〇〇六年には関西大学、筑波大学、同志社大学など、二〇〇七年には明治大学、二〇〇八年には国連大学が参加している。

(四) その他

コンピュータと教育に関連するプロジェクトのなかで、いま最も関心を集めているのが e-Learning である。そして e-Learning の道具立ての一つが CMS (Course Management System) ながら LMS (Learning Management System) と呼ばれる授業支援システムである。このようなシステムの利点の一つは、教材を共有化できるということである。SCORM (Shareable Content Object Reference Model) という CMS 用の教材の標準が設定されており、多くの CMS がこの標準に準拠している。従って、異なる CMS を使っても、そこで利用されている教材は他の (異なる CMS を使っている) 教育機関においても共有・再利用できるわけである。すると多くの人間が少しずつアイデアを

出し合って徐々にいい教材に仕上げていく、ということが可能となる。すると当然、そのような教材を収集・提供するアーカイブを作ろうということになるのだが、MERLOT (The Multimedia Educational Resource for Learning and Online Teaching) はそのような教材を収集するデジタル・アーカイブである。

(五) DART (Digital Anthropological Resources for Teaching) プロジェクト

全米科学財団 (NSF) と英国情報システム合同委員会 (Joint Information Systems Committee: JISC) の補助によるプロジェクトである。London School of Economics (LSE) とロンドンピア大学が共同で参加し、二〇〇三年二月から二〇〇八年二月の期間に実施された。Alexandria Digital Library のように分野に特化したデジタル・アーカイブが数多く出現し、様々なデジタル情報が利用可能となってくれば、当然、それを用いて大学における教育を改善していくということになる。文系の分野でのこのような試みはまだまだ少ないのだが、デジタル・アーカイブが普及してくれば大学における教育も変わっていくだろう、ということを示す一つの例として、DARTプロジェクトを紹介したい。

四 南山大学

本章の前半 (一) (二) (三) においては、いま南山で作られつつあるデジタル・アーカイブをいくつか紹介し、後半 (四)、(五) では、南山におけるデジタル・アーカイブの今後の展開を考えよう。

(一) 博物館データベース

オープンリサーチ事業の一環として人類学博物館所蔵データをデジタル化している（件数が少ないのでまだ未公開）。デジタル化する事の意義は次の三つである。

- (a) 博物館業務支援…所蔵品の「原簿」であるが、デジタル化しておけば展示計画をたてる場合などに有効利用できるとする。
- (b) 研究活動支援…研究者は基本的にモノそのものを持つて見る必要があるけれど、どういうモノがどこにあるのかを知らなければはじまらない。デジタル・アーカイブは索引ないし抄録として機能する。
- (c) 教育支援…考古学や人類学に関心を持っている地域の中学・高校の先生や生徒、そして勿論、考古学・人類学を学ぶ南山大学の学生に情報を提供する。

(二) 愛知県考古地図

これもオープンリサーチ事業の一環なのだが、一九四〇年代の航空写真に位置データを埋め込んでいる。位置データを埋め込めば、これをGIS（地理情報システム）に取り込んで処理することができる。一九四〇年代の航空写真を用いる理由は、まだそのころの日本には高速道路などはなく、昔の地形とほぼ同じ形だろうと見なせるので、考古学や歴史学などにおいてGISを用いた研究を行おうとするとき有用であると思われるからである。これらのデータを公開すれば、今後の愛知県考古学研究の土台となることが期待されている。

(三) ベルー写真アーカイブ

友枝啓泰アンデス民族学画像コレクションをデジタル化したものである。友枝先生は一九六三年の東京大学アンデス発掘調査団への参加以降、四〇年以上にわたり記録をとり続けてきた。その記録は写真だけで四万点以上にのぼる。人類学博物館のホームページに掲載されている写真は、加藤隆浩教授（外国語学部）の科研プロジェクトによりデジタル化されたものの一部である。

(四) 今後(一)：Open Course Ware

OCWの果たす役割は次の四つであろう。

(a) 学生への情報提供…南山大学の学生の自学自習のため。また他の大学の学生で関心を持っているものへの情報提供として。

(b) 地域への情報発信(生涯学習)…大学でもう一度勉強したいという希望を持っている人は多数いる。また例えば、中学・高校の歴史の先生が最近の考古学を勉強し直したいということもあるだろう。そういった人々たちへの情報提供は大学の役割であろうと思われる。

(c) 高校生への情報提供…大学ではどのような授業が行われているのか、ということを知る上では、実際の授業で用いられている教材は、またとない資料である。しっかりとしたビジョンをもって入学してもらうためにも、大学における授業の内容をある程度は理解してほしい。また、高校生が大学を選ぶ際の判断材料にもなるだろう。四年間という貴重な買い物をするのだからこの程度の情報を開示するのは当然とも思える。

(d) ED効果…教材を公開する事自体が大学の教員にとって良い刺激である。また他の教員の教材を参考にすること

とで、自分の教材を改良していくヒントが得られるだろう。

(五) 今後(二)・・・機関リポジトリ

機関リポジトリとは、学術機関内で生産された学術情報を収集・蓄積・配信するデジタル・アーカイブである。日本においては現在約八〇の大学で機関リポジトリを運営しているが、このような動きは始まったばかりであって、リポジトリの中身はまだまだ充実しているとは言えない。しかし、今後、大学や学術情報発信のあり方が機関リポジトリを中心にした方向へ進むことは避けられないと思われる。機関リポジトリの役割は大きく分けて三つ考えられる。

(a)学術情報流通…一つは、学術雑誌に代わるものとして新たな学術情報流通システムを担う、という役割である。学術雑誌は年々高価になり購読者が減少しさらに価格が高騰する、というスパイラルに落ち込んでいる。学術情報を公開するだけなら *arXiv* に公開すればすむことであり、印刷物としての雑誌は必要ない。しかし学術雑誌は編集委員が査読を行うことによって、学会誌としてあるレベルを維持するという役割を果たしてきた。これに代わるものとしてオーバーレイ・ジャーナルというものが作られはじめている。論文自体は *arXiv* にあるのだから、編集委員会はそれらの中のあるものを認定するだけでよいわけで、論文集合の上位にあって認定論文を指し示すという意味でオーバーレイというわけである。

(b)大学の質…大学やそこで行われている研究の質を示すという役割を果たすだろう。

(c)学術情報保存…三つ目は、学術情報の保存という役割である。商業出版社が学術情報を未来永劫保存するという保証はどこにもない。学術情報を保存する機関としては、学術情報を生産している大学こそがよりふさわしいと

すれば、大学が機関リポジトリを運営し、所属研究者の業績を保存・公開することはごく自然な流れであると思われる。

五 まとめ

これまで見てきたように、デジタル・アーカイブは決して歴史史料だけを対象としたものではない。大学にいる我々全員が教育と研究の両面において関わる（関わらざるを得ない）ものなのになってきている。

デジタル・アーカイブの根底にあるのは、情報共有という考え方である。大学における情報共有とは、大学の内と外の情報共有であり、また大学内部の情報共有でもある。つまり大学の透明度を高めるものとしてデジタル・アーカイブの重要性はますます大きくなっていくと思われる。

南山大学におけるデジタル・アーカイブへの取り組みは、まだ始まったばかりであるが、南山大学史料室が南山大学における一つの拠点として活躍することを期待して話を終える。

(付記)

「デジタル・アーカイブ」というテーマをいただいて私が最初に作り上げたシナリオは、e-scienceを軸としてデジタル・アーカイブを論じるというものだった。しかし、このシナリオでは、二〇分という発表時間内に納めることが難しく、基本的な事例の紹介という上記の形に縮小せざるを得なかった。これはこれで紹介という最低限の役割を果たしたとは思っているものの、これだけで終わるのはいささか悔しく、e-scienceというテーマがあるということ、

付記というこの場を借りて強調させていたきたい。というのも、e-scienceは今後の科学（学問）の方法を変革する可能性を持った試みであると思えるからである。そして、なぜデジタル・アーカイブの話の中にe-scienceが出てくるのかといえば、デジタル・アーカイブがe-scienceを展開する上での基本的な道具立ての一つだからである。

おわりに

浜名優美

それでは、最後に実行委員長を務めました私のほうから、総括という形で、一言申し上げたいと思います。

個人的な感想から申しますと、今日は五人のパネリストの方々からそれぞれ充実した内容のお話を聞くことができたことを私としては大変うれしく思っております。また、司会を務めていただいた永井先生にもお礼を申し上げます。たいと思います。

一九九八年に図書館長になったときに、図書館の女性職員の一人がアーカイブの研修に出掛けていってその記録と、学園・大学に対して史料室を設置するようという提案を紀要に書いたのを覚えております。一〇年前ですが、そのときはだれも実は問題視してくれませんでした。でも、その提案を私はずっと頭の中に置いておりました。それから数年経過して、まずは学園の史料室、大学の史料室という形で実現してまいりました。

その後、副学長になってから、博物館を何とかしなければならぬと思えました。そして、博物館に新たに専任

の教員（黒沢先生）がおいでになって、今まではこり同然だった資料が次々に整備され、そしてきちんとデータ化されるような形になって、オープンリサーチセンターの事業を文科省に対して申請することを私としては後押しして、博物館の館長も務めました。

そういうわけで個人的な思いも非常に強く、この「アーカイブ」という言葉についてもわずか一〇年前に知った言葉でありますし、二〇〇〇年に改組が行われて「文化資源学」という言葉も初めて知りました。それがこういうシンポジウムという形でもうやく実現したことを私としては非常に感慨深く思っております。

ただ、これまではどちらかというと、個人の努力に頼るところが非常に大きかったと思っております。それを本日のシンポジウムのような、こういう形で、組織として、つまりこれからはこれを大学としてぜひ実行していく方向に進めていただきたいと思えます。そのためには、資料を保存するための、例えば原本の資料を保存する必要があるでしょう。それをデジタル化する作業も必要でしょう。そういう意味で、図書館を持ち、博物館を持ち、史料室を持っている南山大学としては、この三つを統合した学術情報センターという構想が随分前からありまして、今はその仕事を青木副学長にお願いしておりますが、ぜひこれを、今日は学長もいらっしゃるので、財政的な面からも、あるいは青木副学長が博物館長でもありますので、その意味でもぜひ博物館をもう少し表に出すような形で、そして、少し大きな建物を造って保存できる形で、さらには史資料をデジタル化できる学術情報センターを作っていく方向に進めていただきたい。こうすることで教育研究の成果を、南山大学の中だけではなくて、外に対しても発信していく。ぜひそういう組織をつくることをお願いしたいと思います。

二〇〇八年一月五日（水）二〇〇八年度南山学会シンポジウム

テーマ「モノ・記録・記憶の文化資源化―南山学園における実践のために―」

参加記

機関リポジトリ待望論

紅露 剛

今回のシンポジウムは、世界のアーカイブズの事例、日本の反アーカイブズの行為（文化資源の廃棄）の事例、南山大学におけるアーカイブズ活動の事例、そして現在の世界のアーカイブズの動向レビューと非常に内容が充実しており、主催者側のアーカイブズの置かれている現状を俯瞰しようという強い意欲の表れを感じるとともに、学術研究の現場におけるアーカイブズの持つ有用性、潜在的可能性のようなものを強く意識させられた。その中で筆者が図書館員として特に興味を引かれたのは、やはり鈴木志元氏が最後に触れられた図書館における機関リポジトリの話であった。

近年、国立大学を中心として機関リポジトリを整備しようという動きが活発化している。機関リポジトリは、大学が公開した紀要類を中心とする学術情報の流通経路（ウェブサイト等）を公開元の大学が整え、必要とする利

用者がいつでもそれらに自由にアクセスできるようにした環境を指す。簡単に言ってしまうえば、A大学の刊行した大学紀要に掲載された論文がほしい時には、A大学の機関リポジトリのウェブサイト（自前も外部委託もあり得る）へアクセスすれば、いつでもバックナンバーも含めて自分の欲しいものを入手できる、というのが現段階におけるおおよそのイメージである。この機関リポジトリの良いところは、インターネットの環境さえ手元があれば、自分の欲しい論文がいつでもどこでも瞬時に無料で入手できることである。^①

図書館の相互協力業務で論文の複写物の取り寄せサービスを行っていると、この機関リポジトリの恩恵にあずかることが増えてきた。利用者には喜ばれるし、事務の手間も大幅に省ける。機関リポジトリさまざまといったころである。

しかし、これが他大学に本学発行の大学紀要『アカデミア』に掲載された論文のコピーを提供する段になると、状況は一変する。本学はまだ機関リポジトリの整備を行っていないため、従来通り『アカデミア』の該当ページをコピー機で複写し、請求書を同封して相手の図書館に郵送するという、依頼側も受け手も時間と費用のかかる手順を踏まなければならないためである。考えてみると、これは実にもったいない話である。機関リポジトリが整備されていさえすれば、『アカデミア』の文献複写を依頼してきた相手に対して、ただ一言、「このウェブサイトでご希望の論文は、すぐに入手できます」と伝えさえすれば良いのであるから。それができないばかりに切歯扼腕することが最近多い。

機関リポジトリは、間違いなく学術情報の流通速度と機会を増大する。それを整備することは、南山大学の学術的成果物を必要とする人に対して優れたサービスを提供することを意味し、同時に南山大学の存在意義を社会に対して強くアピールすることをも意味する。逆に言えば、機関リポジトリを持たない大学は、そのようなまたとない

チャンスの日々失っているのである。これは何という社会的損失であろうか。
本学にも早く機関リポジトリが具現化することを願ってやまない。

註

(1) なお、論文のウェブ上への公開は、機関リポジトリだけでなく、ドキュメント・デリバリー・システム (DDS) によっても可能である。国内の代表的な DDS のひとつである国立情報学研究所 (NII) の CINI (<http://cini.ac.jp>) の場合、CINI のデータベースをグーグルの提供する論文検索サービス

Google Scholar (<http://scholar.google.co.jp/>) から検索可能にしているため、論文アクセスの利便性が更に高くなっている。機関リポジトリ、DDS のいずれによるにしろ、ウェブを通じて論文データを全世界に公開できることのメリットは計り知れない。

二〇〇八年一月五日（水）二〇〇八年度南山学会シンポジウム
テーマ「モノ・記録・記憶の文化資源化―南山学園における実践のために―」
展望

アーカイブズと文化資源

永井英治

シンポジウム開催に前後して、直接・間接に「このテーマでは関心を持つ人が少ない」「テーマに広がりがなく、一部の関心を惹くだけである」といった声を聞いた。企画の一部に関係し、司会を務めた身には厳しい批判であった。というのも、このような批判が出される現状に働きかけることが、シンポジウムの意図するところであったからである。

あらためて見直してみると、すべての報告がアーカイブズに関連している。南山大学にもアーカイブズは設置されているのであるが、アーカイブズについてのどのような認識が前述の声を導いたのであろうか。

アーカイブズとは、組織が業務上作成した文書記録のうち、業務に必要な保存年限を経過したものを保管する施設であり、また、そのような施設に保管される文書記録を指す。しかし、ビデオ・ライブラリーのような施設がアー

カイブズと呼ばれることがあるように、特定の資料の収集保管施設やその収蔵品もアーカイブズと呼ばれる。学術概念とするには多義的すぎるかもしれないが、アーカイブズ学は実践と強く結びついており、アーカイブズは現実的課題そのものである。むしろ、生活に密着した名辞として語義が変化するのであれば、それはアーカイブズが普及した結果と見ることもできよう。

このように、施設としてのアーカイブズには、概括すれば二つの面からの理解があるが、現在の日本に急務として求められているのは、前者の意味のアーカイブズすなわち非現用となつた業務文書を保管するアーカイブズである。とくにそれを公文書について考えたとき、近代日本の公文書保管体制はまったく不十分であり、現在でもその状況は格段に改善されたとはいえない。これは松田報告で強調された点である。

ところが、アーカイブズに保管される公文書を利用しているのは、多くは歴史研究者であるという経験的な理解が、結局のところアーカイブズは歴史研究者のための施設であるという「批判」を受けることになりかねない。また、戦後の公文書保存運動とその手段としてのアーカイブズ設置運動は、主として歴史研究者が担ってきた。これもまた、同様の「批判」を招く素地となりかねない。アーカイブズを必要としているのは歴史研究者という特定の分野に限られるという「批判」、したがってアーカイブズについて議論することも狭い関心にとどまるということになる。

しかし、このような「批判」には、少なからぬ誤解が含まれている。歴史研究者が研究のために公文書を利用することは事実であるが、公文書を保管するアーカイブズは歴史研究者のためにのみ存在するものではない。たとえば、歴史研究者でもあるアーキビストは、アーキビストとしての職務を意識したとき、歴史研究者としての関心を抑制することがある。この点については別に考えなければならないが、少なくともアーカイブズの専門職員は歴史

研究者にのみ目を向けているのではないことは明らかである。また、歴史研究者が公文書保存運動に関わったことは、公文書廃棄の現状に直面していたことが大きく影響している。研究者の社会的責務であったとすることは可能であろう。

現状でも、公文書保管は、危機的状況が続いている。このため、アーカイブズの設置が急務とされる。しかし、そのアーカイブズは、歴史研究者の関心にもみ応えるものであつてはならない。松田報告が指摘したように、市民社会を成立させる基盤としてアーカイブズは存在するのであり、公文書は市民の財産であるという認識がアーカイブズ関係者にはある。決して、アーカイブズは狭い分野の課題ではない。

次に、アーカイブズのもうひとつの語義、業務文書に限定されない資料保管施設という側面から考えたい。シンポジウムは、この点で意図的に構成されているのである。

シンポジウム報告は、まず、社会科学データ・アーカイブズについての日豪比較を行なった岸報告から始まった。アーカイブズとアーカイブズ学の先進地域であるオーストラリアに材を得ながら、「アーカイブズとは何か」というアーカイブズ総論から始まっていない点に、このシンポジウムのスタンスが現れている。もちろん、研究のために収集したデータを公共社会に還元させていくことを当然とする発想は、アーカイブズが機能する社会的基盤と共通しており、ここに日豪比較が成立してしまう素地がある。しかし、ここでは、そのことを前提としながら、データ・アーカイブズという固有の性格を持ったアーカイブズを扱うことで、アーカイブズの機能を広く解釈した議論を目指している。

そして、アーカイブズはこれから作成される業務文書にばかり目をむけるのではなく、過去に作成された文書記録を積極的に掘り起こすことも現在に直結した課題であることを指摘したのが、「歴史の記憶に関する法律」を紹介

介した黒田報告である。アーカイブズの収蔵対象は、時間と空間の広がりにおいて多彩であることが理解されるところにも、歴史を現在と切り離して考える発想は、それと同時に重要な問題を切り捨てていることが理解されよう。

ところで、このシンポジウムは大学について考えるものでもある。大学は教育・研究機関である。したがって、大学の業務とは、教育・研究であり、大学運営は教育・研究を円滑に進めるためにある。大学のアーカイブズは、この大学運営という業務に際して作成された文書記録を整理・保管・公開の対象とするが、これは、大学アーカイブズは教育・研究に関する文書記録を収蔵しないということを意味するものではないし、大学に蓄積された教育・研究上の資料は大学として保管の措置を講じる必要があるということでもない。さらに、アーカイブズの対象ではないからと言って、傍観していられるものではない。資料保管施設としてアーカイブズに教育・研究資料の保管を期待する人はいるであろうし、専門組織としてイニシアティブを取ることが求められよう。その結果、教育・研究資料をテーマとするアーカイブズが構築されれば、利用の可能性は大きく広がる。

ここで、文化資源化というキーワードが注目される。文化資源という概念自体、十分な市民権を得ているとは言い難いが、討論でも指摘されたように、現状では、この概念は「文化を資源化する」という動詞的な理解と「資源化された文化」という名詞的な理解がある。概念そのものを主体におく後者に比べて、前者ではこれを実践する主体が必要となり、より動的、能動的な関わりが求められている。では、その行為はどこに向けられるのか。

文化資源概念の特徴は、資源化する目的を学術利用に限定せず、むしろ学術利用は広範な利用可能性のひとつにとどめられている点にある。したがって、教育利用はもとより、地域振興、観光資源としての利用も可能である。「文化資源化」と謳った意図は、大学という教育・研究の場に蓄積された「知」を、教育・研究以外の場面で積極的に利用の可能性を広げていくことにある。そこでは、業務文書も、研究のために収集したデータも、研究成果である

論文も、講義資料も対象となる。大学は「知」のブラックボックスではないということを実践する手段として、文化資源化がある。それは、林報告の実践紹介が示すように、大学教育のあり方をも見直す契機となる。史料集の編集・刊行は伝統的な手段であるが、いずれその先が要請されることになるのではなからうか。

あるいは、文化資源化という耳慣れないキーワードが、文化財、文化遺産などを連想させ、歴史研究者が自らの研究対象を保存させるために新たなジャンルゴンを作って史料の保存を訴えていると理解されたのかもしれない。しかし、文化資源概念は、研究利用を聖域化するものではない。アーカイブズは、多彩な利用者による多様な利用を可能にするためにある。

これは自分自身の反省を踏まえてのものであるが、研究者は、多くの場合、研究資料は外部から調達するものと考えており、自らの研究成果やそれに結実するまでの過程が、他の研究者の研究資料になるということを考えていない。しかし、大学に蓄積された「知」の情報は、それ自身が資料であることを自覚する必要がある。このような資料＝情報をいかに発信していくか、研究以外の利用とは具体的にどのような可能性が考えられるのかを提示したのが鈴木報告である。「知」の形態如何を問うことなく扱うことができるデジタル・アーカイブは、「知」の情報発信の有力な担い手となる。これは、特定の学術分野に限定された課題ではないし、特定の施設の課題でもない。

アーカイブズはそれ自身を研究対象としたアーカイブズ学を持っているが、アーカイブズはアーカイブズ研究者のために存在する施設ではなく、アーカイブズを設置・運営していくことはアーカイブズの自己目的でもない。今回のシンポジウムでは、大学という場に蓄積された「知」を情報として発信していくことは、すべての学術分野が整備すべき基盤であり、それを大学という場を単位に実践することの重要性を認識し、その方法を模索することに目的があった。したがって、今回のシンポジウムは、特定の分野の関心に沿って構成されたものではなかったこと

をあらためて確認しておきたいのである。